

## ソーシャルインクルーホーム●●●●●● 運営規程

### 第1条（事業の目的）

この規程は、ソーシャルインクルー株式会社（以下「事業者」という。）が開設する ソーシャルインクルーホーム●●●●●●（以下、「事業所」という。）において行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく日中サービス支援型指定共同生活援助事業（以下、「共同生活援助」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図ると共に、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

### 第2条（運営の方針）

事業者は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談そのほかの日常生活上の援助を適切に行うものとする。

- 2 事業者は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めると共に、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、共同生活援助の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業者は、事業の実施に当たっては、自ら提供する共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 事業者は、事業の実施に当たっては、前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守する。

### 第3条（事業所の名称、所在地、入居定員）

事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 ソーシャルインクルーホーム●●●●●●
- (2) 所 在 地 愛知県●●●●●●
- (3) 入居定員 20人

- 2 事業所は、2つの共同生活住居を有するものとし、その名称及び所在地は、以下の通りとする。

共同生活住居の名称	その所在地	その入居定員
ソーシャルインクルーホーム●●●●●● I	愛知県●●●●●● 1階	10人
ソーシャルインクルーホーム●●●●●● II	愛知県●●●●●● 2階	10人

3 併設する短期入所事業所の名称及び所在地並びに利用者定員

短期入所の名称	その所在地	その入居定員
短期入所 ●●●●●●	愛知県●●●●●●	2人

4 事業者は、事業所の定員及び各共同生活住居の入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は以下の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理・評価および支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

(3) 世話人 7名以上

世話人は、利用者に対して、食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

(4) 生活支援員 3名以上

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。

(5) 夜間支援従事者 2名以上

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

第5条（共同生活援助を提供する主たる対象者）

事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、以下の通りとする。

(1) 知的障害者

(2) 精神障害者

(3) 身体障害者

第6条（共同生活援助の内容）

事業者は、常時1人以上の従業者を配置し、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又

はほかの障害福祉サービス事業者等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

- 2 事業者は、体験利用者に対し、定員の範囲内で前項に掲げるサービスを提供することができるものとする。

#### 第7条（利用者から受領する費用の額等）

事業者は、共同生活援助を提供したときは、支給決定を受けた障害者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、以下の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けることができるものとする。

(1) 家賃 月額●●●●●●円

(2) 食材料費 月額 30,000円

内訳：朝食 300円、昼食 300円、夕食 400円

(3) 光熱水費 月額 15,000円

(4) 日用品費 月額 2,000円

※月を単位とするものについては、利用者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日に利用を終了した場合、また、体験利用の場合は、該当月の暦日数に関わらず30日を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとする。

- 4 事業者は、前項の費用の支払を受ける場合には、支給決定障害者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に交付するものとする。

#### 第8条（入居にあたっての留意事項）

利用者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷のほか他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) そのほか管理上必要な指示に従うこと。

#### 第9条（緊急時等の対応）

事業所の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変そのほかの緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

#### 第10条（苦情解決）

事業者は、その提供した共同生活援助に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力すると共に、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力すると共に、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

#### 第11条（事故発生時の対応について）

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

#### 第12条（非常災害対策）

事業者は、消火器や消火設備、そのほか非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員と利用者およびその家

族に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業者は、利用者の特性に応じ、食糧そのほかの非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

#### 第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業者に対し研修を実施し、利用者に対する虐待を早期発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - ア 採用時研修 採用時
  - イ 継続研修 年1回以上
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
  - ア 委員会の開催 年1回以上

#### 第14条（身体拘束等の適正化に関する事項）

事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明することとする。
- 4 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。
  - (1) 委員会の開催 年1回以上
- 5 事業者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
- 6 事業者は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。
  - (1) 採用時研修 採用時
  - (2) 継続研修 年1回以上

#### 第15条（支援体制の確保）

事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制

を確保するものとする。

#### 第16条（事業の実施状況の報告等）

事業者は、共同生活援助事業の実施状況について、定期的に自立支援協議会に報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

- 2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等の記録を整備するものとする。

#### 第17条（そのほか運営についての留意点）

事業者は、適切な共同生活援助が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために以下の通り研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所の従業員及び管理者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、雇用契約においては、従業員及び管理者であった者が、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該共同生活援助（従前の共同生活介護を含む。）を提供した日から5年間保存する。

#### 第18条（委任）

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和●年●月1日から施行する。

この規程は、令和●年●月1日から改定する。